

土砂災害警戒情報の提供について

大阪府都市整備部 河川室
2017/2/16

前回審議会における意見

	意見	対応方針
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ AND/OR方式から連携案法式への移行について異議なし ・ CLはこれまでの降雨・災害実績に基づくものなので、100%カバーできないことを念頭においてリスクコミュニケーションで工夫が必要 ・ 担当者が変わったときに、検証内容や決定事項の根拠を残すことで、状況が変わったときにも対応しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度末までに連携案方式へ移行する ・ 検討資料等は委託成果品の中で詳細に残す
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携案のCL設定について、事務局提示の方針に異議なし ・ 現段階ではこれ以上のことはできないが、将来的には斜面ごとのCL設定、雨量指標や土壌雨量指数やその下限値についても議論をしていくことが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も社会情勢、技術革新や災害実績に合わせて検討を行う
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記指摘を含めて、事務局の提示した方針で進めることで異議なし ・ ベンチマーク(過去の最大降雨等)は現在の降雨状況が分かりやすくて良い ・ 啓発や訓練の場合に、リーダーを決めてやるのが大事 ・ 空振り時の説明で、予測と実況の比較は分かりやすい ・ 訓練ムービーで、地域の特徴を踏まえた訓練ができる仕組みが重要。地区単位ハザードマップの使用は良い。空振りに対する説明方法や、避難時期に応じた行動パターンをマニュアルに組み込むと良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度末までに現在のの方針でホームページ更新や訓練ムービー作成を行う

除外メッシュの選定について

判定メッシュと除外メッシュについて

連携案方式への移行後は、1kmメッシュごとに土砂災害警戒情報等の判定を行い、危険度表示を行う



大阪府内にある全1873メッシュのうち、大阪市内や沿岸部など、土砂災害に関係しないメッシュも存在するので、土砂災害警戒情報等の判定を行うメッシュの選定を行う

土砂災害警戒情報等の判定を行うメッシュ ⇒ 判定メッシュ

土砂災害警戒情報等の判定を行わないメッシュ ⇒ 除外メッシュ

除外メッシュの選定について

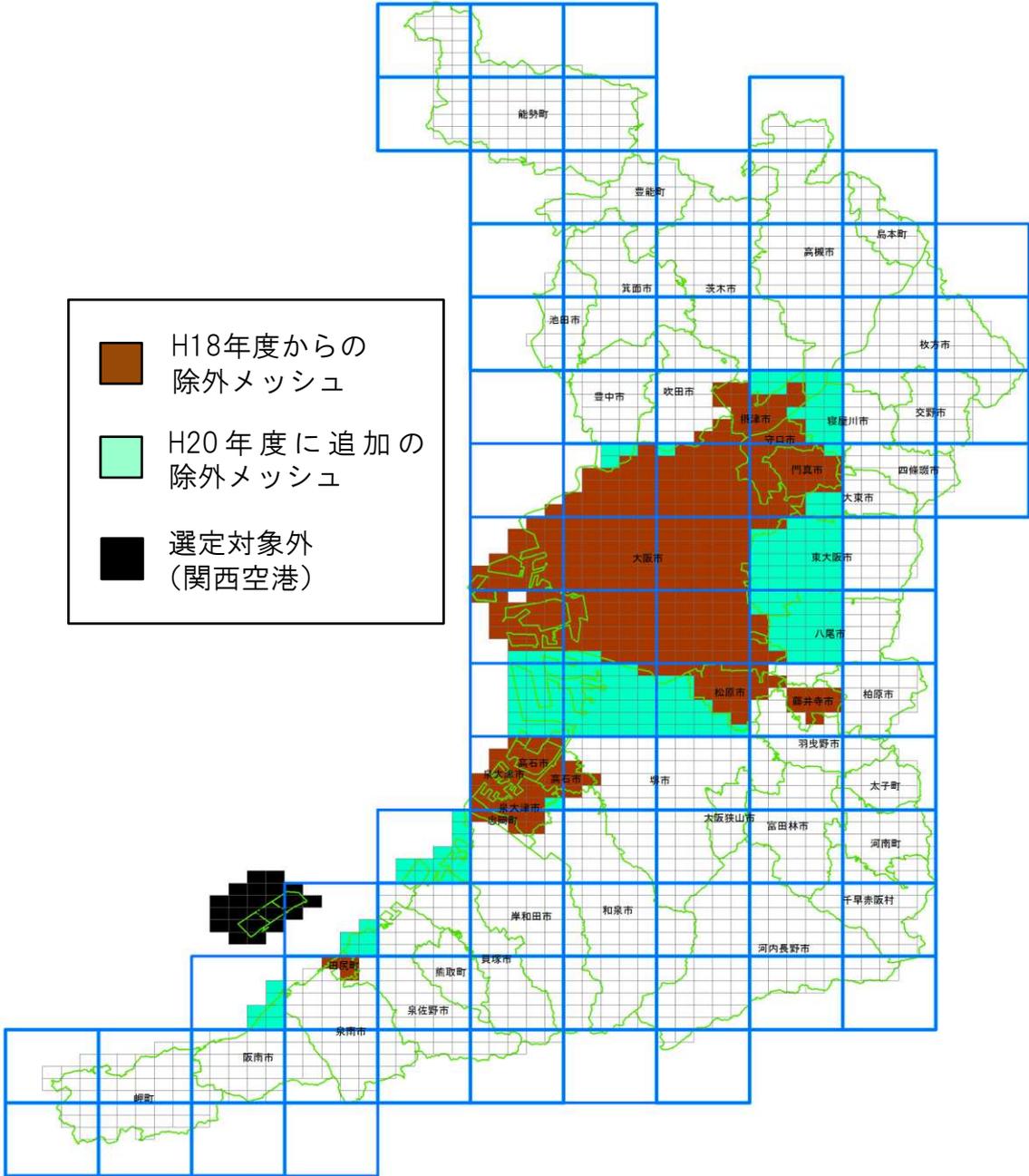
現行の考え方

運用開始時(平成18年)

土砂災害危険箇所を有しない
8市2町域(大阪市、摂津市、
守口市、門真市、松原市、藤
井寺市、高石市、泉大津市、
忠岡町、田尻町)を除外メッ
シュとして設定

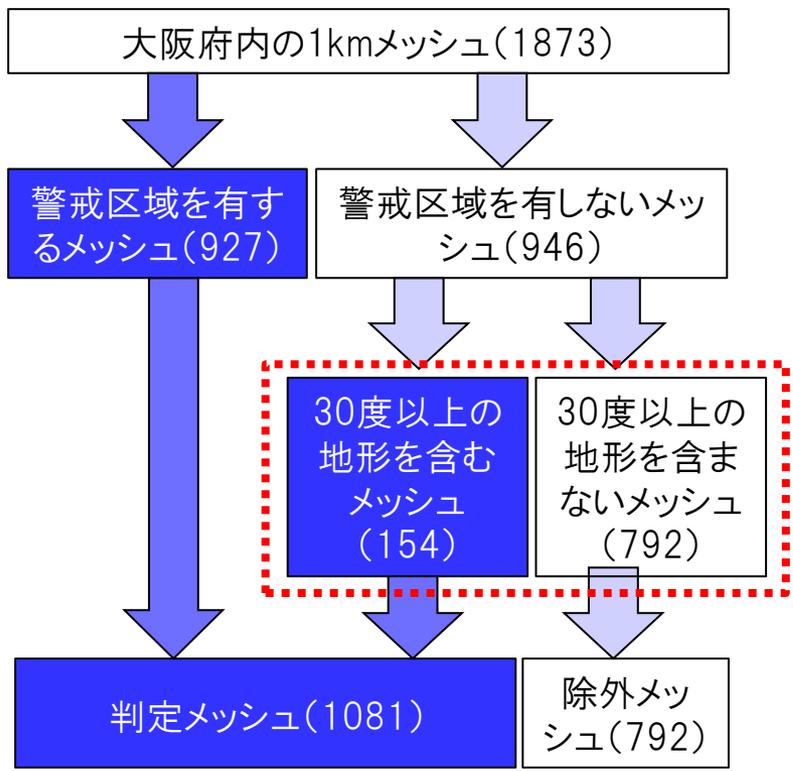
見直し時(平成20年)

土砂災害に関連する33市町
村域でも土砂災害危険箇所
を有しないメッシュは5kmメッ
シュ単位で除外メッシュとした



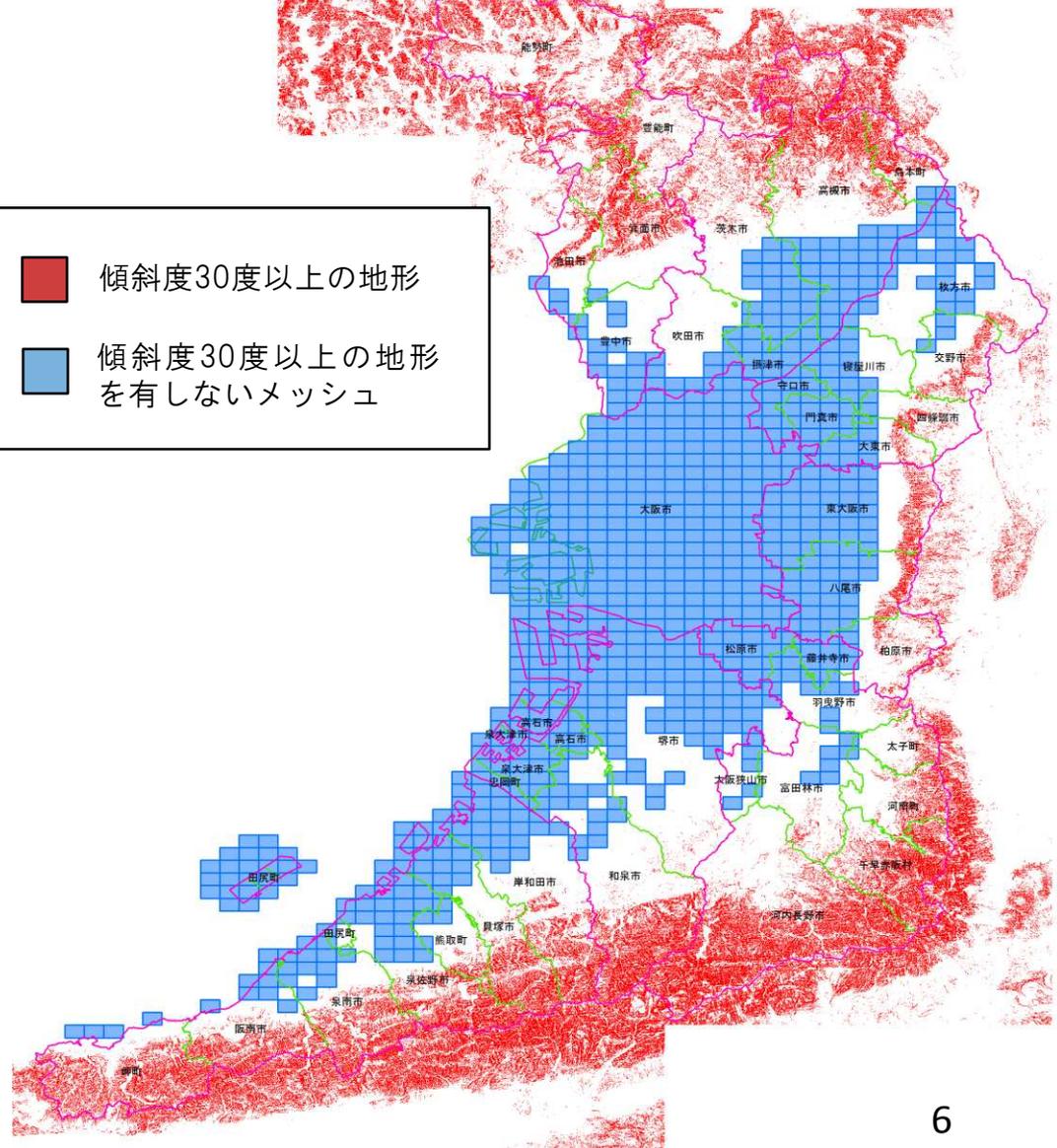
除外メッシュの選定について

今回の考え方



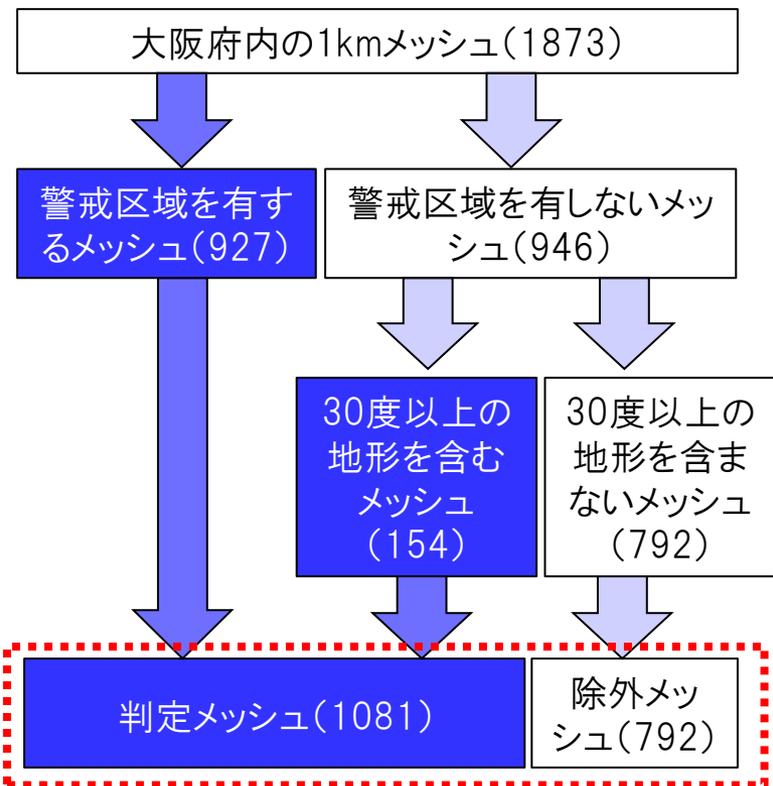
- 傾斜度30度以上の地形
- 傾斜度30度以上の地形を有しないメッシュ

国土地理院
基盤地図情報 10mDEM

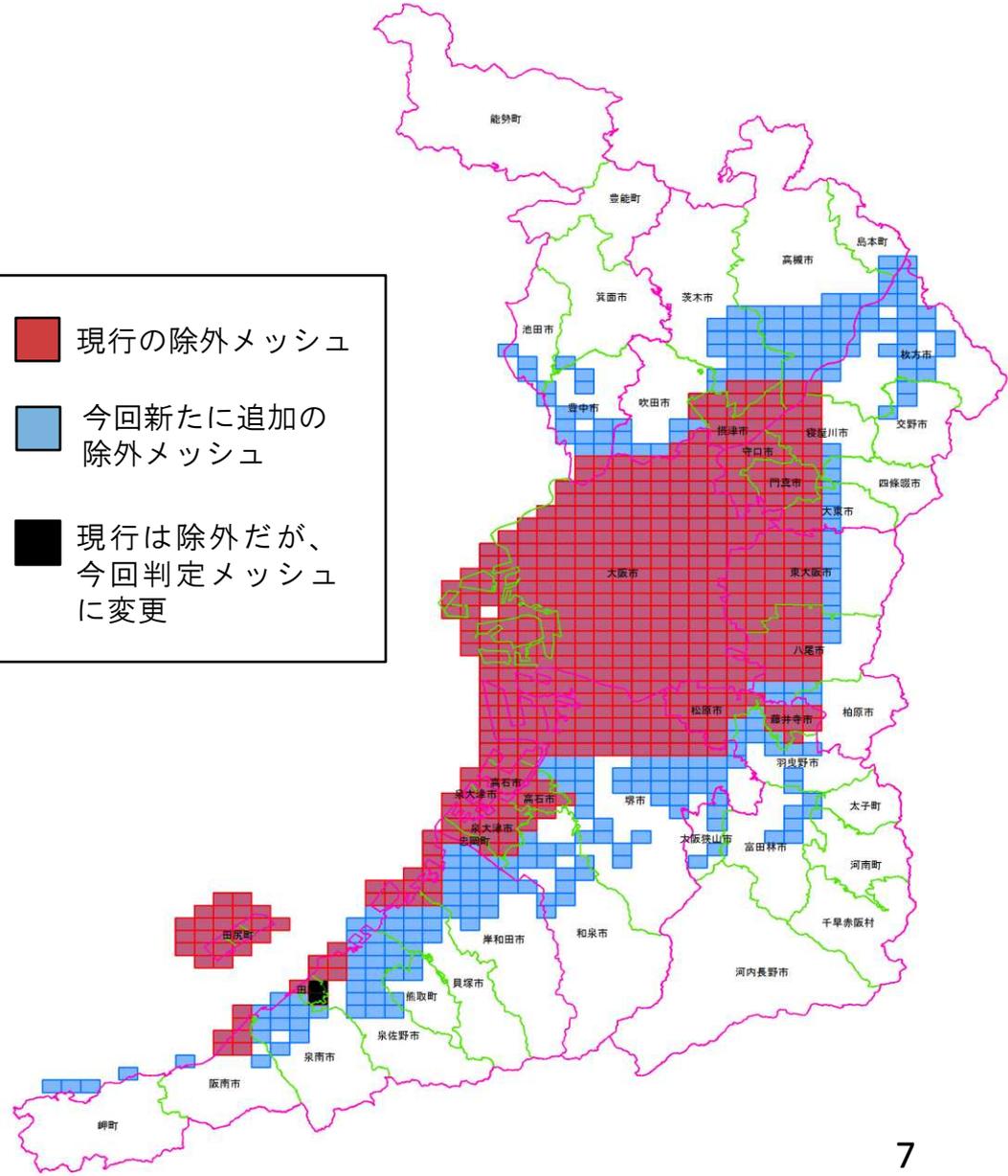


除外メッシュの選定について

今回の考え方

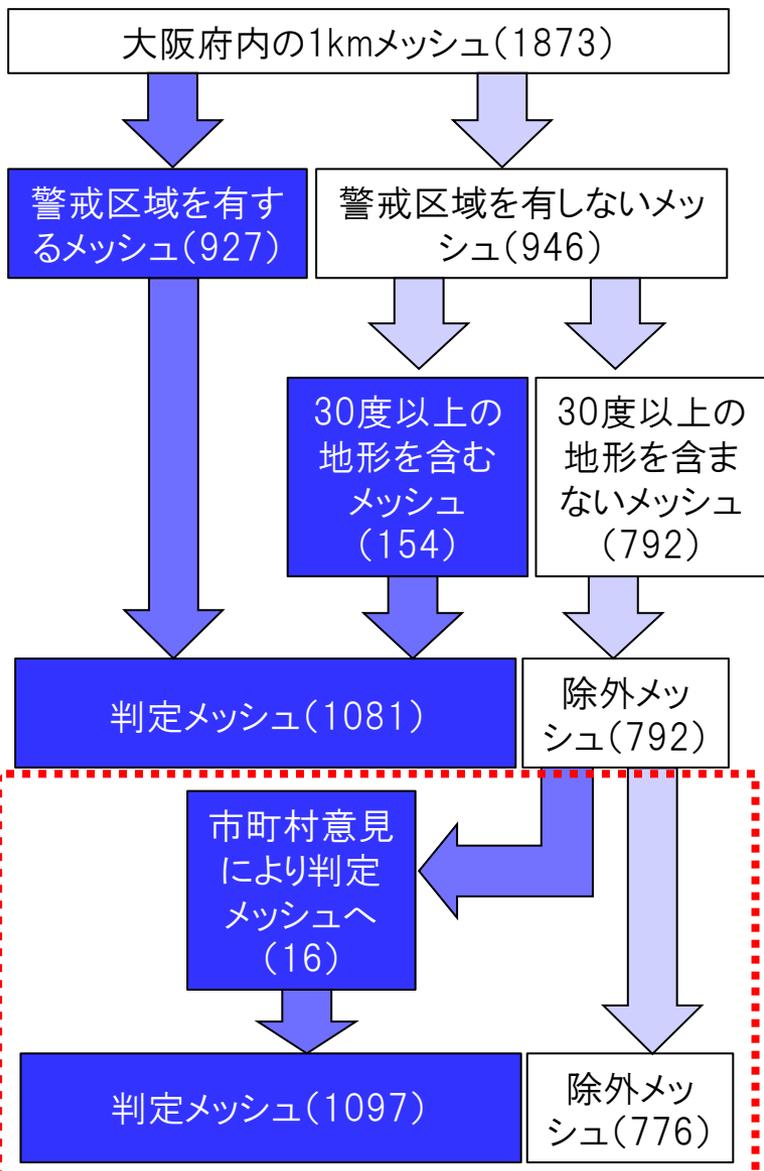


- 現行の除外メッシュ
- 今回新たに追加の除外メッシュ
- 現行は除外だが、今回判定メッシュに変更



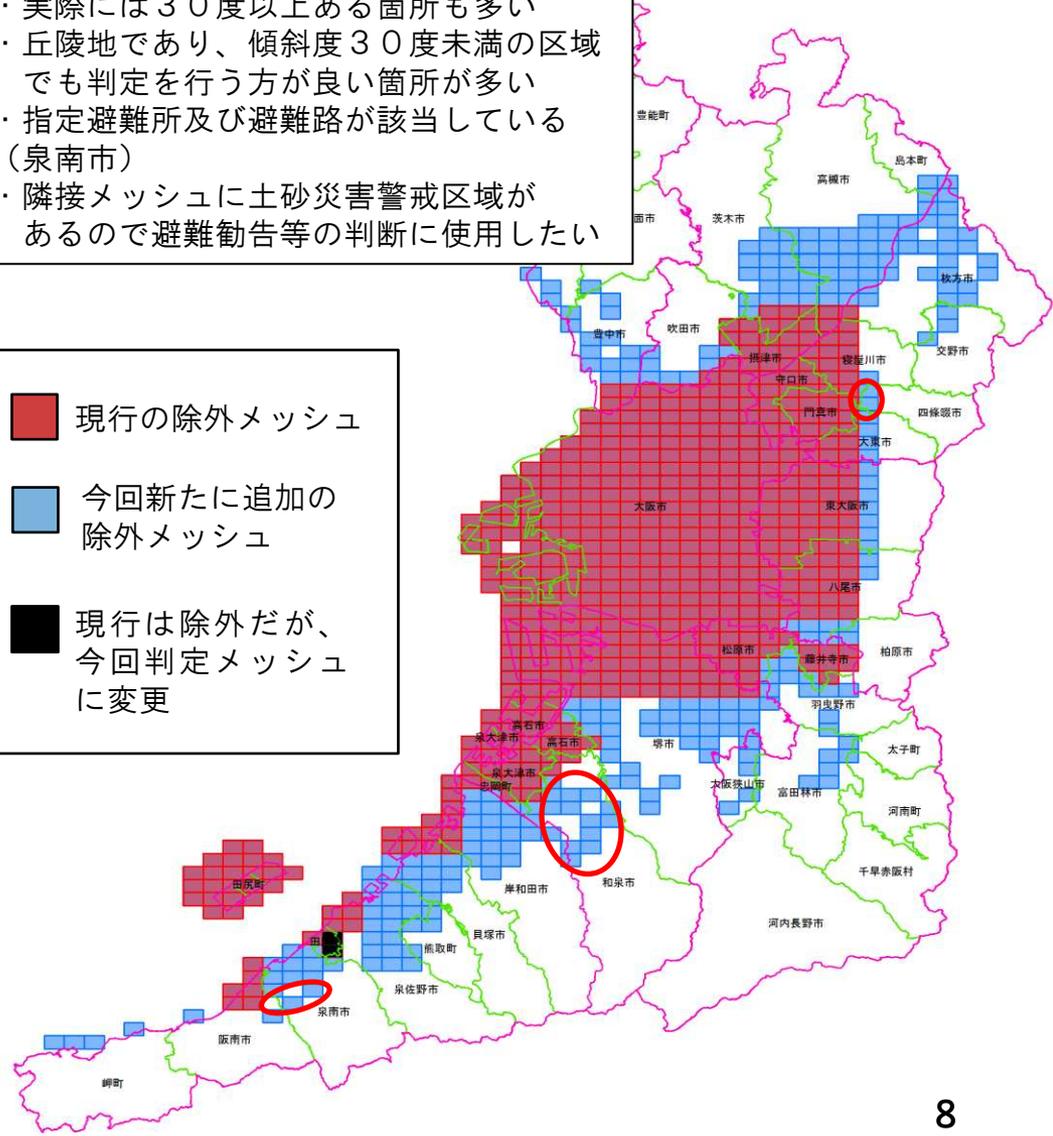
除外メッシュの選定について

今回の考え方(市町村意見の反映)



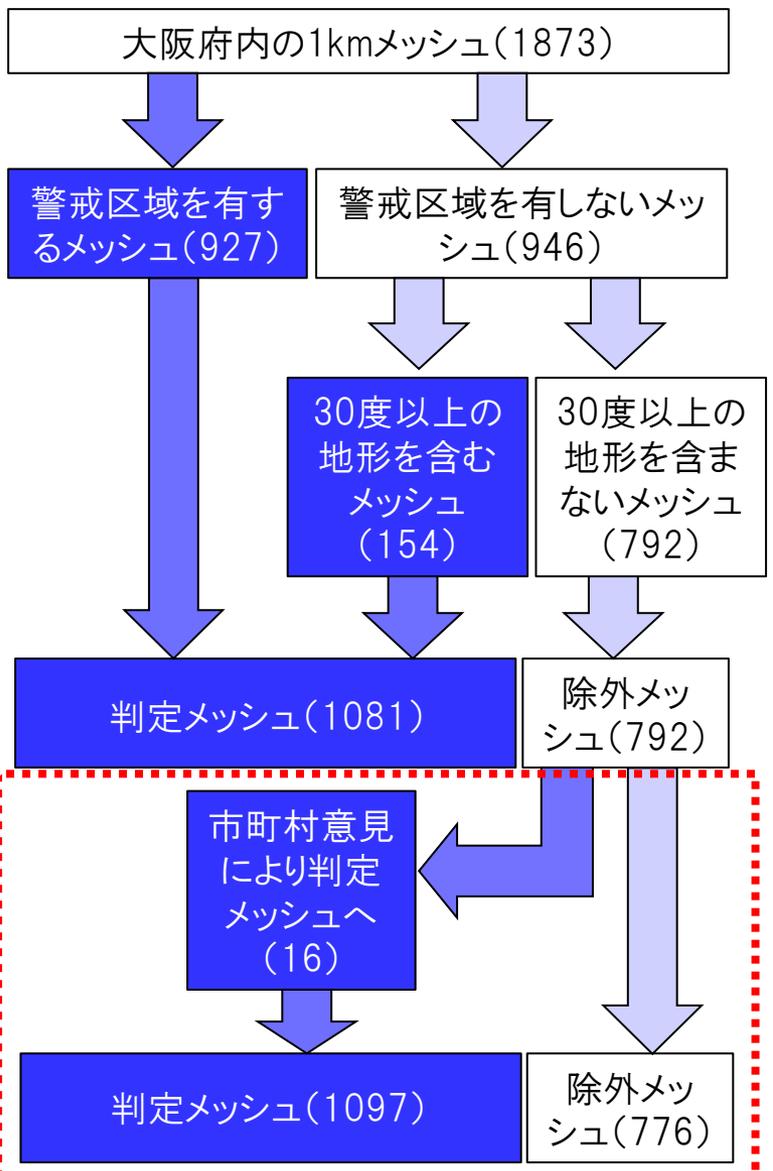
- (四條畷市)
- ・避難所及び避難路が該当している
- (和泉市)
- ・実際には30度以上ある箇所も多い
- ・丘陵地であり、傾斜度30度未満の区域でも判定を行う方がよい箇所が多い
- ・指定避難所及び避難路が該当している
- (泉南市)
- ・隣接メッシュに土砂災害警戒区域があるので避難勧告等の判断に使用したい

- 現行の除外メッシュ
- 今回新たに追加の除外メッシュ
- 現行は除外だが、今回判定メッシュに変更

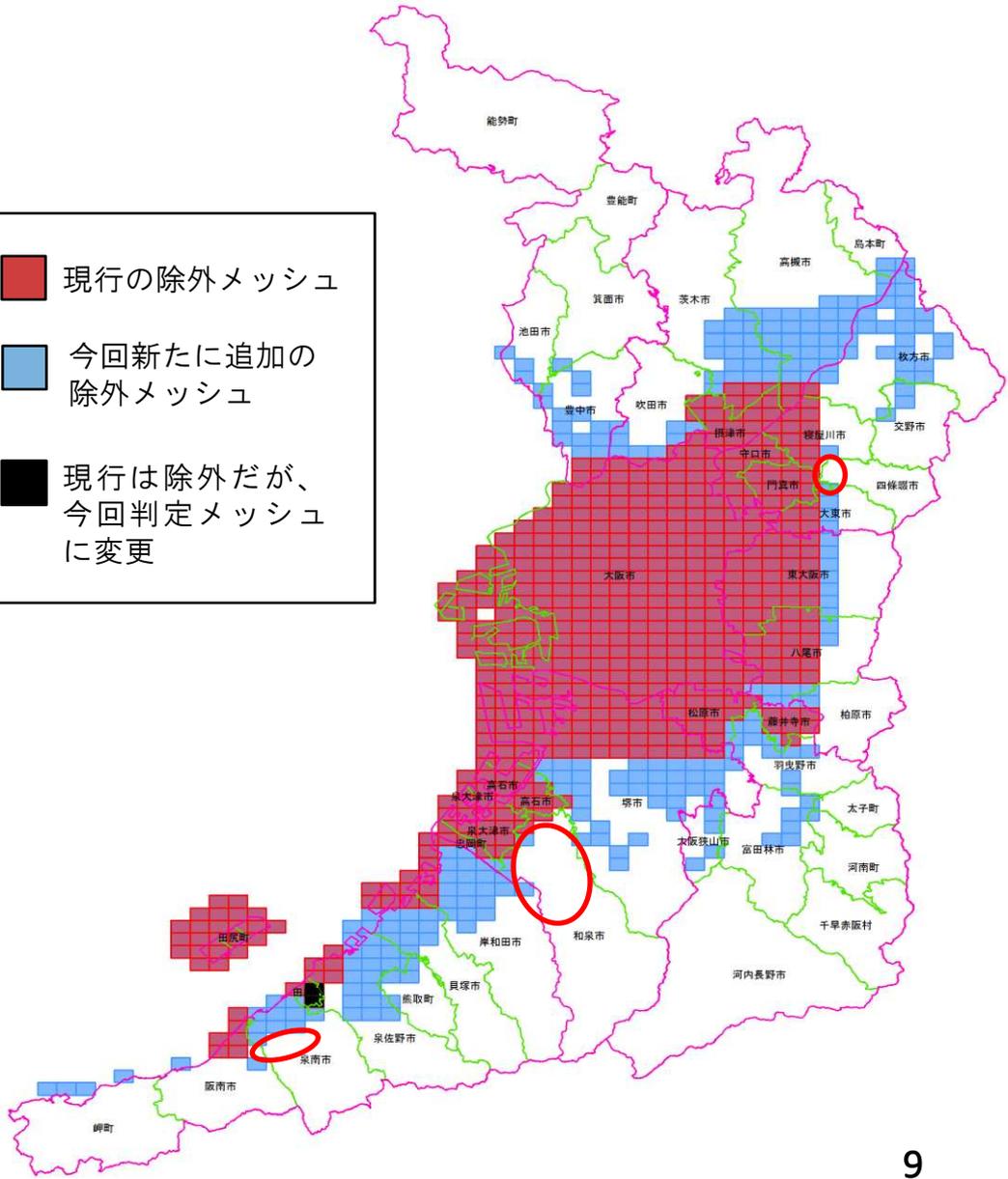


除外メッシュの選定について

今回の考え方(市町村意見の反映)



■ 現行の除外メッシュ
■ 今回新たに追加の除外メッシュ
■ 現行は除外だが、今回判定メッシュに変更

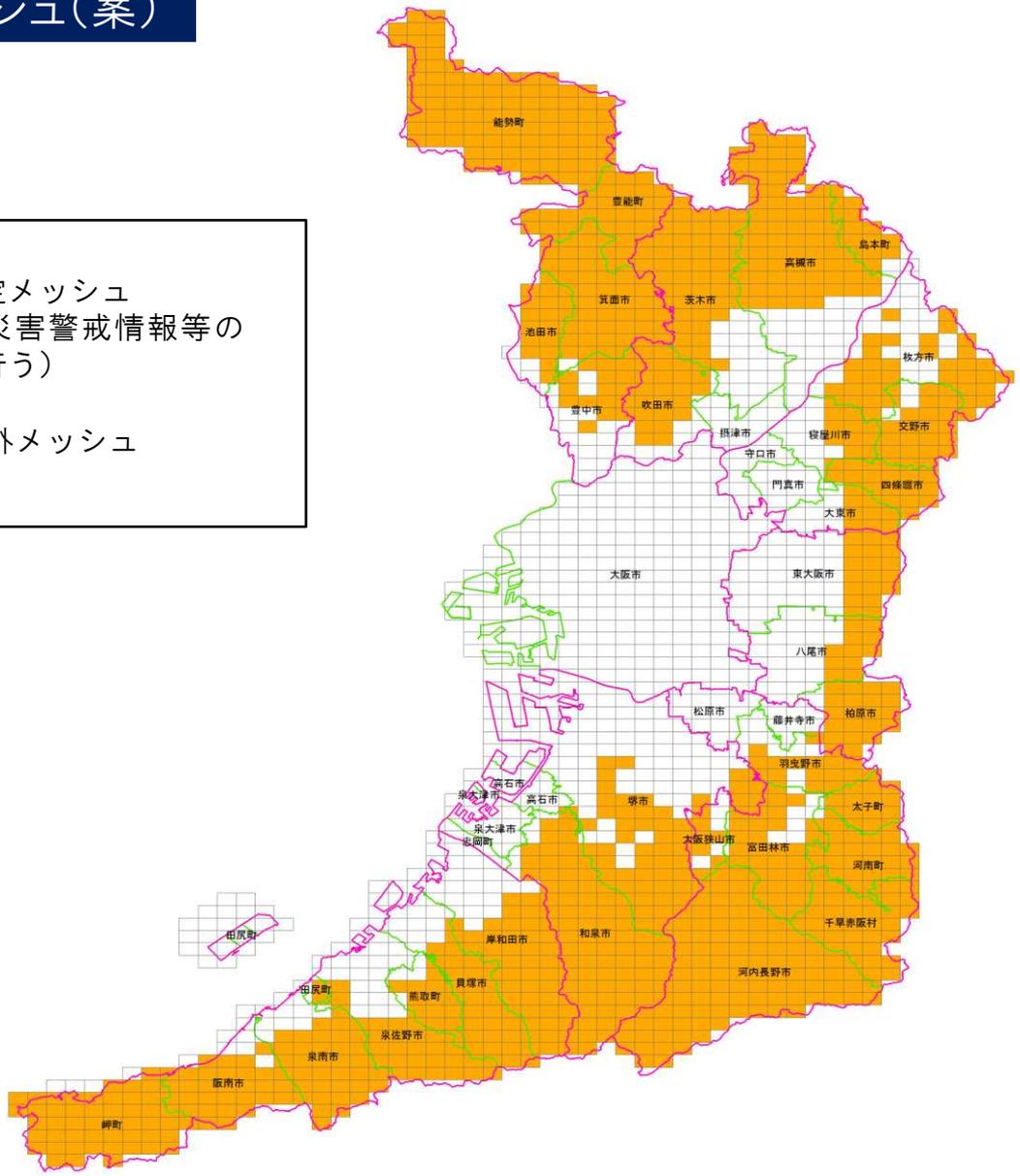


除外メッシュの選定について

最終的な警戒判定メッシュ(案)

 警戒判定メッシュ
(土砂災害警戒情報等の
判定を行う)

 判定除外メッシュ



避難に関する情報提供について

避難勧告等に関するガイドライン(H29.1 内閣府)

【避難準備・高齢者等避難開始の判断基準】

1. **大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合**
2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
3. 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

【避難勧告の判断基準】

1. 土砂災害警戒情報が発表された場合
2. 土砂災害に関するメッシュ情報で「**予想で土砂災害警戒情報の基準に到達**」する場合
3. 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
4. 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

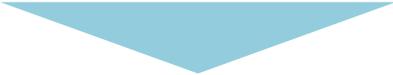
【避難指示（緊急）の判断基準】

1. **土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合**
2. 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
3. 土砂災害が発生した場合
4. 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
5. 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

避難に関する情報提供について

メールでの情報伝達

- ・ 「避難勧告」の場合は、メッシュ情報が基準に達すると土砂災害警戒情報が発表され、市町村に伝達されるが、「避難準備・高齢者等避難開始」や「避難指示（緊急）」の場合は、リードタイムをとってすでに大雨警報（土砂災害）が発表されていたり、土砂災害警戒情報がすでに発表されている可能性があり、気象情報としての新たな伝達がない
- ・ 大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報（実況）の基準の到達は、ホームページ上でメッシュ情報として公開されているが、電話対応等の他作業もあり、ホームページを常時確認できない場合がある
- ・ メッシュ情報では基準を超過したり、下回ったりを繰り返す場合がある

- 
- ・ 各市町村において、当該降雨で初めて大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報（予測）、土砂災害警戒情報（実況）で基準に到達したメッシュがあった場合に、予め登録された市町村アドレスにメールで伝達する
 - ・ 解除は各気象情報の解除に伴うため、解除はメールで伝達しない